

令和5年7月1日～

石綿アスベストが含有していない証明書の提出の義務化について



令和3年4月より「建設物、工作物又は船舶の解体等の作業」を行う事業者に対し、石綿障害予防規則が改正され、石綿含有か否かの「文書」や「設計図書」の確認が義務化されました。

それに伴い、施工業者は石綿等の使用の有無の「事前調査」や「分析調査」を基本的には実施し、書面や電子データの3年間保管も義務化されています。

今後、弊社（株式会社門倉商店）にお持ち込みになられるお客様の廃棄物の中にいわゆる「サイディング」「コロニアル」「石膏ボード」「スレート」「Pタイル」「ケイカル板」「有孔ベニヤ」等が含まれている場合は、お客様実施のものの「石綿分析結果報告書」等のコピー（写し）の提出を**令和5年（2023年）7月1日（土）**からは必須とし、

石綿含有ではないことの証明書類をご持参していただけないお客様の廃棄物の受入れを持込み量にかかわらず**原則「禁止」**といたします。

なお、当面の間処分料金は従来どおりの「変更なし」で対応いたしますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、弊社に石綿含有分析書等の書面なしで弊社に持込み搬入し、荷下ろしの後に前述の品目等の混入が確認されたお客様におかれましてはその場で返却、もしくは次回持込み時、さらにはお客様自身による返却引取を今後要請する場合もございますのでご了承下さい。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

株式会社 門倉商店